

## 11月定例教育委員会議事録

- 1 開催日 令和4年11月17日(木)
- 2 会場 会議室7A
- 3 開会 午後3時30分
- 4 出席委員 羽田明夫教育長  
山竹葉子委員(職務代理者)  
河江富男委員  
増田紀子委員  
増田徹哉委員
- 5 会議出席者 渡辺晃子 教育委員会事務局長  
織原由香利 こども未来部長  
増井太郎 教育総務課長  
池田純也 学校教育課長  
小長谷恭彦 教育センター所長  
杉山佳丈 家庭・子ども支援課長  
小池善栄 図書課長  
川村仁 保育・幼稚園課長  
書記 進藤敬 教育総務課総務担当主幹
- 6 議事 別紙のとおり

羽田教育長	<p>【午後 3 時 30 分開会】</p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>昨日は黒石小学校研究発表会に御参加いただきありがとうございました。小学校 1 年生が I C T を活用する姿に感動したという声もありましたが、私も同感です。お忙しい中、11 月の定例教育委員会に御出席いただき、ありがとうございます。それでは、11 月の定例教育委員会を始めさせていただきます。本日の議事録署名人は「河江委員」と「増田紀子委員」となりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>議事に入ります。議第 8 号令和 4 年度教育費 11 月補正予算（案）について説明をお願いします。</p>
渡辺事務局長	<p>(事前配付資料により説明)</p> <p>(説明概要)</p> <p>今回の補正予算は、教育費全体としては、1 億 5,281 万 1 千円の増額をするものであります。教育総務費のうち教育事務局費、教育事務局職員給与費 2,159 万 1 千円の増額は、事務局に勤務する職員の人事異動等及び人事院勧告を踏まえた給与改定による人件費の補正によるものです。学校教育指導費、外国人児童生徒等教育支援事業費 252 万 8 千円の増額は、外国につながる児童生徒の編入増に伴う、日本語指導や学習支援、保護者への対応等を行う支援員への謝礼に係る経費です。小学校費のうち小学校管理費 7 千 284 万円の増額は、電気料や都市ガス代金の値上げによる予算不足に対応するもののほか、来年度に見込まれる学級数の増加に伴い不足する備品を購入するための経費及び消防点検による不良個所の修繕に係る経費です。中学校費のうち中学校管理費、中学校管理職員給与費 374 万円の減額は、中学校に勤務する常勤職員の人事異動等及び人事院勧告を踏まえた給与改定による人件費の補正によるものです。中学校管理費 5 千 97 万 9 千円の増額は、電気料や都市ガス代金の値上げによる予算不足に対応するもののほか、会計年度任用職員の任用や給与改定に伴う経費、来年度に見込まれる学級数の増加に伴い不足する備品を購入するための経費及び消防点検による不良個所の修繕に係る経費です。社会教育費のうち図書館費、大井川図書館施設管理費 261 万 5 千円の増額は、電気料や灯油代金の値上げによる予算不足に対応するものです。保健体育費のうち学校給食費、学校給食調理費 2 千 218 万 5 千円の増額は、電気料や都市ガス代金の値上げによる予算不足に対応するものです。</p>
織原こども未来部長	<p>幼稚園費のうち、幼稚園費、幼稚園職員給与費 1 千 735 万 6 千円の減額は、職員の人事異動等及び人事院勧告を踏まえた給与改定による人件費の補正です。幼稚園管理費 126 万 9 千円の増額は、電気料の値上げによる予</p>

<p>羽田教育長</p>	<p>算不足に対応するものです。</p> <p>説明が終わりました。御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、お諮りします。議第8号令和4年度教育費11月補正予算(案)について、承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員全員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>羽田教育長</p>	<p>ありがとうございました。それでは承認といたします。</p> <p>次に、議第9号焼津市立図書館雑誌スポンサー制度要綱の一部改正について、図書課長より説明をお願いします。</p>
<p>小池図書課長</p>	<p>(事前配付資料により説明)</p> <p>(説明概要)</p> <p>まず、改正の動機ですが、当該要綱においては、申込のあった広告案については、市長部局で定めている焼津市広告掲載要綱に規定する焼津市広告掲載審査委員会に審査を付託することとしておりますが、その規定に条ずれが生じていることが判明したため、そのずれを修正するとともに、審査の適正さを確保するため、雑誌スポンサーの要件及び掲示広告物の基準を市の広告掲載要綱と合わせるよう改正するほか、字句の修正等を行おうとするものです。改正の内容についてですが、第3条第2項において、雑誌スポンサーになることができない者の要件を市の広告掲載要綱と同じ内容に改正しました。また、第3条の次に、掲示広告物の基準について市の広告掲載要綱の基準と同じ規定を第4条として加え、以降の条を1条ずつ後ろに送りました。なお、旧第5条中の広告掲載審査委員会について規定する条が、市の広告掲載要綱第10条となっておりましたが、正しくは第11条であるため改正しました。その他、様式の名称の変更と必要な字句の修正を行いました。施行は、この公示の日からとし、施行日前の雑誌スポンサーについては、寄贈を受けることとして決定した期間中は、従前の取扱いをすることとしています。</p>
<p>羽田教育長</p>	<p>説明が終わりました。御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、お諮りします。</p>

委員全員	<p>議第9号焼津市立図書館雑誌スポンサー制度要綱の一部改正について、承認することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>異議なし</p>
羽田教育長	<p>ありがとうございました。それでは承認いたします。</p> <p>次に、報告事項の1番、いじめ問題への対応について、家庭・子ども支援課長より説明をお願いします。</p>
杉山家庭・子ども支援課長	<p>(当日配付資料により説明) (説明概要)</p> <p>小学校での10月の新たないじめの認知件数は19件で、その主な内容は、「面白半分に筆箱をごみ箱に捨てる、ズボンをずらす、棒を振り回していることを見られ、黙っているよう脅す」などでありましたが、事実確認を行ったうえで、保護者とも連絡を取りながら指導を行っております。中学校の新たないじめの認知件数は23件で、今月はSNS上で悪口や仲間はずれにするなどが8件と目立ち、その他にも、生徒間のケンカなどがありましたが、小学校同様、適切に指導を行っております。次に、いじめ重大事態について、生徒の様子を報告いたします。まず、あゆみが学習支援と保護者面談を行っている中学2年生の生徒ですが、母親は市の進路学習会に参加した後、母子でオープンスクールにも参加をしました。次も、中学2年生の生徒ですが、保護者が医療機関と相談し、無理をせず、本人が登校したいときには、まずは相談室に登校し、教室で授業を受ける時には、教員や支援員が付き添うなどの対応をしています。最後に、中学3年生の生徒ですが、10月6日木曜日に被害生徒が警察と相談する中で、加害生徒との関係を断つために中央児童相談所が一時保護することになり、被害生徒の安全が確保されました。現在も保護されております。今後も、警察、中央児童相談所や家庭と連携し、支援をしていきます。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。 (質疑なし)</p> <p>次に2番、最近の小中学校の状況について、学校教育課長、家庭・子ども支援課長より説明をお願いします。</p>

<p>池田学校教育課 長</p>	<p>(説明概要) (当日配付資料により説明)</p> <p>1 授業の様子についてです。昨日の黒石小の研究発表会を最後に、本年度の全ての学校訪問事業が終了しました。市教委訪問、人事管理訪問等を通した、最近の授業の様子をお伝えします。(1) 児童生徒が主体となつて行う授業が増えてきました。教員が一方的に説明する授業から、児童生徒が課題に対して考えたり、対話したりして解決を図る授業がよく見られるようになってきました。昨日の黒石小でも対話活動を取り入れた授業を数多く見受けましたが、他校においても同様な傾向が見られます。これまでは、教員が一方的に説明し、その中で問題を出し、知っている一部の児童生徒が正解を言うことで進んでいく授業が多くありましたが、そのような授業は数が減ったように思います。対話活動を取り入れることで、考えを深めたり、広めたり、直したりすることで、児童生徒が主体的に取り組む手立ての一つとなつてきていると感じています。次に、自校の校内研修の方向性を理解し、同一方向で進めようとする教員の努力が見られるようになってきました。これは、各校が自校の児童生徒の課題等の克服に向けて、学校全体で取り組んでいく姿勢の表れであると捉えております。例えば、魅力ある課題の提示に取り組んでいる学校では、各授業に魅力ある課題が見られたり、夢中で取り組ませる仕掛けがあつたりして、担当の先生が変わっても、児童生徒は落ち着いて授業に臨んでいる姿につながっています。(2) ICT 機器の活用の頻度が上がっています。学校間による差が縮まっている実感があります。本年度の前期の訪問では、教室訪問時に端末を活用した授業を見ることがほとんどなかった学校がありました。しかし、ここに来て、適度な割合でほとんどの学校で活用の様子が見られるようになりました。次に、学習への効果が見られました。最近参観した授業ですが、英語のスピーチを行うための練習に、端末の録画機能を活用し、自分のスピーチの様子を繰り返し確認し、改善を図る授業がありました。特殊な機能を使う授業ではありませんでしたが、よりよいスピーチにするため、熱心に取り組む様子が見られました。同じような活用に国語の音読や体育のダンスの授業もありました。</p> <p>2 来年度に向けてです。(1) 本年度の反省と来年度の教育課程の編成が始まっています。学年ごと行っていた運動会等の行事の見直し、宿泊を伴う体験活動等の泊数の増加、民生委員や保護司等関係機関との協議会数の見直し、家庭訪問の廃止が今後協議されることとなります。反省については、児童生徒、保護者、教職員等で、各校が内容を決め、本年度の取組についてアンケートを行ったり、教職員で協議したりして、成果と課題を明らかにしていきます。明らかになった成果と課題及び、校長の経営方針と併せて、来年度の教育課程を編成していきます。具体的な動きとしては、</p>
----------------------	---

	<p>学年ごとに行っていた体育大会や文化発表会の実施方法や宿泊体験、修学旅行の見直しや保幼小連絡会の再開等、児童生徒に必要な行事等について、コロナ流行以前に戻そうとする傾向が見られます。また、民生委員や保護司、自主防等との協議回数を見直したり、一部の学年で実施していた家庭訪問を廃止したりするなど、コロナ禍を契機に精選や見直しを図ることが予想されます。</p>
<p>杉山家庭・子ども支援課長</p>	<p>10月の生徒指導関係であります。まず、不登校については、小学生は106人、中学生は179人で、先月と比較して、小学生は19人、中学生は18人増えております。次に問題行動であります。小学校は18件で、生徒間暴力が9件、授業放棄が2件、その他粗暴として、側溝に竹の棒を刺したまま帰宅する、教師に暴言を吐くなどが4件であり、中学校は43件で、先ほどもご報告したようにネットトラブルが8件、授業放棄が6件、器物破損が6件、その他粗暴として、「腹を立て、教室の壁を殴る、香水をつける、家出や無断外泊」など12件ありました。次に交通事故については、小学生1件、中学生2件、合計3件あり、各校では校内放送により注意喚起を行うなどをしております。最後に不審者については、今月も報告はありませんでした。</p>
<p>池田学校教育課長</p>	<p>河江委員の事前質問についてお答えします。はじめに、見守り隊の立ち位置・システムについての地域差についてお答えします。見守り隊は、その運営母体が学校によって異なっています。学校が運営母体となっているところもあれば、自治会や地域住民有志、PTAが母体となって運営しているところもあり、様々です。また、総会や連絡会を開催しているところもあれば、お互いに連絡し合って運営しているところもあり、それぞれの地域が、工夫しながら運営しているのが現状です。次に、通学路の決定についてです。学校保健安全法第27条に「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」と規定されており、これが通学路の法的根拠となります。通学路については、集団登校の運営を行っている各地区の子ども会代表者と相談しながら学校が指定しています。また、危険箇所への対応については、市主催の「焼津市通学路対策推進会議」において、焼津警察署や道路課、島田土木事務所、学校教育課等の関係機関が、各校から提出された通学路危険箇所の合同点検を年1回実施し、児童の安全安心について協議を行っております。協議の結果、通学路が変更となったり、ガードレール等の設置に至ったりしたケースがあります。次に、</p>

	<p>政令で道路管理者が指定する通学路との関連についてです。「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」の第4条では、通学路に関して、通学する児童がおおむね40人以上、小学校から1km以内で、児童の通行の安全を特に確保する必要があるものと規定されています。焼津市の小学校では、この規定にこだわらず、実際の道路状況や交通事情を考慮して児童の安全安心を最優先に考え、通学路を指定しています。次に、通学路の安全確保のために実施されている協議、点検についてです。このことにつきましては、先ほど述べたとおりです。次に、見守り隊のみなさんの補償についてです。焼津市では、「全国市長会市民総合保険」に加入しており、見守り隊の皆さんの活動中の万一の事故等に備えております。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
河江委員	<p>通学路の変更について、ボランティア関係者と学校側の解釈の違いがあったようで、相談を受けました。そこで、まずはPTA会長さんなりに相談してみてもどうかとアドバイスをしました。ただいまの説明で、学校によって対応が違うことがわかりました。子どもたちの安全が第一であると思います。</p>
増田紀子委員	<p>不登校について、「無気力で何となく登校しない。漠然とした不安を覚え登校しない（できない）」の割合が高いことを考えると、できることは限界があるとは思いますが、教育委員会としてなにか対策を考えていく必要があると思いました。</p>
杉山家庭・子ども支援課長	<p>不登校の増加にあたり、人員の限界はありますが、もう一歩進んだ対策が必要であることを実感しており、起こった後の対応だけでなく、起こる前の対応に視点をあてた準備を進めているところです。</p>
増田徹哉委員	<p>不登校の数について、減少は難しいと思いますが、横ばいとなるようにできればと思います。そのためには、学校に来たくなるような環境が必要であると思います。問題行動については、大きな事件に発展することが懸念されるので、気をつける必要があると思います。</p>
杉山家庭・子ども支援課長	<p>事件にまきこまれないためにも、早めの発見や気付きが必要であり、学校もそのような認識で対応しています。事例をフィードバックしながら、学校の対応スキルを上げていきたいと思っています。</p>

増田徹哉委員	<p>学校訪問や研修会を通して、先生たちががんばっている姿を拝見しました。様々なことにがんばっている先生の姿のメイキングビデオを保護者や生徒に見せることができればよいと思います。</p>
河江委員	<p>次年度に向けて、学年ごとに行なっていた体育大会や文化発表会等の行事の見直しや宿泊を伴う体験活動等の泊数の増加については、なにか課題があって対応するのでしょうか。</p>
池田学校教育課長	<p>コロナ禍で体育大会を学年ごとに分散して実施していましたが、各校に教育大綱の理念が浸透することと併せ、子どもたちのリーダーシップや主体性を養うために、全校で実施することが検討されています。また、体験活動等の泊数の増加については、同様の思いであると思います。</p>
羽田教育長	<p>その他、御意見・御質問はありますか。よろしいでしょうか。  それでは、以上で本日の議事は、すべて終了しました。次回の開催予定は、12月21日（水）、午後3時30分から会議室7Aで行います。  <p style="text-align: right;">【午後4時5分閉会】</p></p>